

◎新潟県告示第586号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画の種類及び名称
種類 新潟都市計画火葬場の決定
名称 4号 新潟市巻斎場
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課